

(2) エ 市民病院看護職員等の処遇改善について

1 背景

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「公的価格評価検討委員会中間整理」（令和3年12月21日）を踏まえ、対象となる医療機関に勤務する看護職員等を対象に、収入を引き上げるための措置が実施される。

2 事業の概要

(1) 国の方針

①対象者

本事業による対象者は、地域でコロナ医療など一定の役割を担う病院に勤務する看護職員（非常勤職員を含む。）とする。

ただし、看護補助者、理学療法士、作業療法士などの診療技術部の職員（非常勤職員を含む。）についても、処遇改善の対象に加えることができる。

②事業内容

ア、令和4年2月～9月まで

- ・事業主体 長野県
- ・補助内容 看護職員の賃金改善を行う医療機関に対して、必要な費用を補助する。
- ・補助額 看護職員数×8月×4,660円（1%分）

イ、令和4年10月以降

令和4年度診療報酬改定において、10月以降収入を3%（月額12,000円）程度引き上げるための処遇改善の仕組みを創設する。

(2) 市の方針

①対象者

市民病院に勤務する、看護職員、看護助手、薬剤師、栄養士、放射線技師、臨床検査技師、各療法士、臨床工学技士、視能訓練士、等

②令和4年2月～9月までの改善（別紙1）

ア、改善の原資（1%）

○県補助金 看護師職員数60人×4,660円÷280,000円×8月=2,240,000円

イ、実施内容

交付される補助金により次の処遇改善を実施する。

○正規職員63人 初任給を1号俸上位に格付け、在職者についても調整する。
2月分給与から引き上げる。

○任用職員39人 初任給の格付けにあたり職歴換算を行うこととし、在職者についても調整する。2月分給与から引き上げる。

③令和4年10月以降の改善（別紙2）

ア、改善の原資（3%分）

- ・10月以降の診療報酬の中で、看護師処遇改善の費用が盛り込まれる。

イ、改善方針

令和4年2月～9月までの改善の延長にある完成形として設計するが、詳細は、診療報酬改定に組み込まれる処遇改善の仕組みが示されてから検討する。

別紙 1：令和 4 年 2 月～9 月までの改善

1 か月当りの収支

		看護職		技術職		合 計
		正職員	会計年度 任用職員	正職員	会計年度 任用職員	
対象者数（人）		41	33	22	6	102 人
収入	補助金	280 千円		—		280 千円
	病院会計	21 千円		—		21 千円
	計	301 千円		—		301 千円
支出	調整額	48 千円	209 千円	22 千円	22 千円	301 千円

1 か月当りの改善差額

		看護職		技術職		合 計
		正職員	会計年度 任用職員	正職員	会計年度 任用職員	
現行給与月額 ①		13,000 千円	6,010 千円	6,648 千円	1,249 千円	26,907 千円
改善後給与月額 ②		13,047 千円	6,219 千円	6,670 千円	1,272 千円	27,208 千円
差 額 ②－①		47 千円	209 千円	22 千円	21 千円	301 千円
増加率		0.3%	3.4%	0.3%	1.8%	1.1%

別紙 2：令和 4 年 10 月以降の改善（完成形）

現行給与（1 月）と改善完了後給与（10 月）の改善差額

		看護職		技術職		合 計
		正職員	会計年度 任用職員	正職員	会計年度 任用職員	
1 月給与月額 ①		13,000 千円	6,010 千円	6,648 千円	1,249 千円	26,907 千円
10 月給与月額 ③		13,047 千円	6,695 千円	6,670 千円	1,312 千円	27,724 千円
差 額 ③－①		47 千円	685 千円	22 千円	68 千円	817 千円
増加率		0.3%	11.3%	0.3	5.4%	3.03%